

法政大学大学院人文科学研究科  
地理学専攻『博士学位』論文の審査基準規程

法政大学大学院人文科学研究科  
地理学専攻会議

[目的]

第1条 この規程は、法政大学大学院学則、および法政大学学位規則に基づき、地理学専攻における博士学位論文の審査基準について定めることを目的とする。

[申請要件（課程による者）]

第2条 課程による博士の学位の申請要件（課程博士申請に伴う再入学者をも含む）は、法政大学学位規則・第13条の条項を踏まえた上で、以下の条件を満たしていることとする。

⇒ 第13条：博士学位の申請要件は、博士後期課程に3年以上在学し、所定の科目を履修し、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする（以下、省略）。

- (1) 博士後期課程の2年生、または3年生の初めに、提出予定の論文内容について面接を受けていること。
- (2) 国際誌または査読付国内誌（全国誌）<sup>注）</sup>に、合計論文2編以上掲載または受理済みであること。ただし人文地理学分野においては、査読付国内誌（全国誌）論文1編に加えて、査読付国内誌（全国誌）以外の論文2編をもって査読付国内誌（全国誌）論文1編に代替できるものとする。
- (3) 本文は日本語、または英語とする。また論文に、本文で使用した言語と異なる言語による論文要旨を添付すること。

[申請要件（課程によらない者）]

第3条 課程によらない博士の学位の申請要件は、法政大学学位規則・第14条の条項を踏まえた上で、以下の条件を満たしていることとする。

⇒ 第14条には、学位申請に必要な所定の書類と審査料の提出を示している。

- (1) 論文提出の1年前に提出予定の論文内容について面接を受けていること。
- (2) 国際誌または査読付国内誌（全国誌）<sup>注）</sup>に、合計論文3編以上掲載または受理済みであること。
- (3) 本文は日本語、または英語とする。また論文に、本文で使用した言語と異なる言語による論文要旨を添付すること。

[学位論文の審査]

第4条 法政大学学位規則・第15条に則り、審査委員会を置いた上で、同第17条の審査小委員会を設ける。

- (1) 審査小委員会は、原則として博士課程を担当する教員によって構成され、少なくとも副査1名は学外者とする。
- (2) 審査小委員会は、博士學位論文の提出者に対して適宜、論文の修正を求める。
- (3) 審査小委員会は、博士學位論文の提出者に対して口頭試問を行なう。

[学位論文の審査基準]

第5条 博士學位論文は、審査小委員会において、以下の基準に照らしてこれを審査する。

- (1) 先行研究への適切なレビューと問題設定の必然性
- (2) 研究内容の妥当性と独創性
- (3) 文章表記や形式の適切性

[学位論文の公開発表]

第6条 審査小委員会は、博士學位論文に関する公開発表会を行なう。

[その他]

第7条 上記以外の事項に関しては、法政大学学位規則に準拠すること。

- 付則
1. 本規程は、2000年4月1日より施行する。
  2. 2001年5月30日 一部文言の修正。
  3. 2012年4月1日 第5条の追記と一部文言の修正。
  4. 2012年12月5日 第2条、第3条の学会誌を明示、および第8条の追記と一部文言の修正。
  5. 2018年4月18日 第2条(2)(3)、第3条(2)(3)の修正、旧第7条の一部を削除した。また旧第6条 [学識の確認・語学試験] を削除し、第7条以下を繰り上げた。第2条、第3条の学会誌の定義を変更。

\*注)

「国際誌」とは、Web of Science の Core Collection 登録雑誌等、「査読付国内誌（全国誌）」とは、「日本学術会議協力学術研究団体」として認定されている学協会から発行されている学術誌等を原則とする。